

開催日：平成30年10月11日（木）

会 場：練馬区立大泉第六小学校 体育館

事業及び測量説明会における主な「質問回答」及び「意見」

【東京都市計画道路補助線街路第156号線】

【質問回答】

質問1：補助第156号線の整備よりも、都道233号を拡幅すればよいのではないか。

回答1：補助第156号線は、昭和37年に都市計画決定され、建築制限がかかるなど道路として整備する前提に土地利用されてきた一方、都市計画道路ではない都道233号については、都市計画施設の区域内にかかる建築制限がないため、道路を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれのある建築物が立ち並んでいるところもあります。これまで建築制限がなかった方々にも新たにご協力いただくことになるため、補助第156号線を整備することが適切と考えています。

質問2：都道233号線を拡幅しなければ、地域の安全性は向上しないのではないか。

回答2：補助第156号線を整備することにより、歩道のない生活道路に入り込んでいる通過交通を、歩道幅員を十分に有する新たな道路に適切に誘導することで、都道233号線をはじめ周辺道路の安全性も高まると考えています。

質問3：説明会の「お知らせチラシ」は、どの範囲で配布したのか。

回答3：説明会の「お知らせチラシ」は、補助第156号線の範囲（計画線内）とその両側30mの範囲に配布しました。

計画線内については、土地登記簿で住所を調査し土地所有者に郵送しました。

また、計画線外については、測量範囲の両側30mを目安に道路と道路に挟まれた街区単位における地域にお住いの方々のポストに直接投函しました。

質問4：本路線の北側で整備中の放射第7号線とあわせて地域の交通計画が出来上がると考えられるため、まず放射第7号線を整備すべきではないか。

回答4：放射第7号線は、9割超の用地を取得しており、引き続き、用地取得に努め、早期に工事を完了させて開通したいと考えています。

また、放射第7号線は骨格幹線道路であり、補助第156号線は地域の安全性の向上など様々な整備効果が期待できることを考えると、両路線とも重要な道路と考えています。

質問5：外環道より東側の補助第156号線の整備（拡幅）は。

回答5：当該区間は、平成28年3月に策定した「第四次事業化計画」において平成37年度までに優先的に整備する区間に選定されていますが、事業着手の時期は検討中であり、まだ決定していません。

質問6：道路の整備に際しては、歩行者など歩道の利用者を重視し、歩道の段差、バリアフリーなどを考慮した計画としてほしい。

回答6：歩道幅員は片側3.5mを予定しているとともに、セミフラット形式（車の乗り入れ部分もほぼフラット）とするなど、バリアフリーにも配慮した歩道を整備していく予定です。

質問7：補助第156号線の整備により、他の都市計画道路から生活道路に車両が流入してくるのではないかと。

回答7：補助第156号線の整備により、これまで地域の生活道路を通行していた車両を補助第156号線に転換できると考えています。

質問8：昭和37年に都市計画決定された補助第156号線の整備は本当に必要か。

回答8：都道233号やその他の狭小な生活道路に流入している交通を補助第156号線に転換することで、地域の安全性の向上に資する道路として、整備は必要と考えています。

質問9：道路計画を変更する余地はあるか。

回答9：平成28年3月に策定した「第四次事業化計画」において、未着手の都市計画道路について「将来都市計画道路ネットワークの検証」を行い、必要性が確認された路線の中から、行政だけでなく、学識経験者の助言をいただきながら重要性・緊急性を考慮して、優先的に整備すべき路線を選定しています。
そのため、都市計画を変更することは考えておりません。

質問10：補助第156号線の完成後、交通量はどのようになるか。

回答10：平成27年9月に実施された国土交通省の交通量調査において、同路線の東側の現道の区間である石神井町2丁目36番付近の交通量は約7,200台/日となっており、同程度の交通量が見込まれると考えています。

質問11：用地買収になった際の一般的な補償の考え方を教えてほしい。

回答11：計画線内に家屋が全てかかっている場合は、建築経過年数を反映した建物とブロック塀や庭木といった工作物の「移転補償料」、引越費用となる「動産移転料」、不動産仲介手数料や建築確認申請に要する「移転雑費補償料」を補償します。
また、一部だけが計画線にかかっている場合は、残りの土地の面積により、「構内再築」または、「切取改造」に係る費用を補償します。
詳しくは、今後開催予定の「用地説明会」にて説明します。

質問12：都市計画線の位置が今後、南北に動くことはあり得るか。

回答12：現在、縮尺2500分の1の図面に引かれている都市計画線の位置を、今回の測量により、縮尺250分の1の図面でより詳細な位置を決定していくため、都市計画線の位置が大幅に変わることはありません。

質問13：説明会の質疑応答の内容を、皆さんに周知できるようにしてほしい。

回答13：本日と13日開催の説明会での質疑応答につきましては、後日、東京都のホームページで公開する予定です。

質問14：用地測量に伴う立会いの時期は。また、立会いは平日、土日のどちらか。

回答14：立会いを依頼する時期は、現況測量作業が完了する概ね1年後と考えています。また、立会いは平日で依頼しますが、困難な場合には調整させていただき、土日でも対応します。

質問15：用地測量に伴う立会いは、周辺の地権者と同時に立会うことが必要か。

回答15：皆様が同時に立会いできるような形で依頼しますが、困難な場合には、個別に同じ点を確認していただくこととなります。

質問16：地権者が測量を拒否できる権利を認めるか。

回答16：都としては、事業の必要性などについて、十分に説明させていただき、ご理解いただきたいと考えています。

質問17：白子川を渡河する部分の橋はどのような構造になるのか。

回答17：川幅が広い場合、川の中に橋脚を設置することもあるが、白子川は川幅が狭いため、川の両側（両岸）に橋台を設置し、川を跨ぐ構造を予定しています。

質問18：補助第156号線の整備に伴う周辺まちづくりについて、どのように考えているか。

回答18：周辺まちづくりについては、練馬区が計画を所管していますが、練馬区の「都市計画マスタープラン」では、「周辺と調和しつつ建物の中層化などを図る」とされており、練馬区からは、都の道路整備とあわせて、地域の皆様の意向や地域の特性を踏まえてまちづくりを検討していくと聞いており、練馬区と連携しながら進めていきます。

【意見】

意見1：事業に関する「お知らせ」など、関係者への周知漏れがないようにしてもらいたい。

意見2：都市計画線にかかる方、かからない方、それぞれの立場を考えた道路整備の必要性について、もっと検証すべきである。

意見3：時代も変わり、人口も減少していく中で、半世紀前に計画された道路は必要ない。

意見4：都市計画線を知らない方が多いため、何らかの周知徹底の方法を講じてほしい。